

2025 年 11 月 7 日

株主各位

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8



取締役頭取 松 下 正 樹

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 11 月 7 日（金）開催の当行取締役会において、第 143 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第 44 条の規定にもとづき、2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株につき 20 円 |
| 2. 効力発生日および支払開始日 | 2025 年 12 月 5 日（金） |

以 上

-
- ・お振込をご指定の株主様には、2025 年 12 月 5 日にご指定の口座へお振込いたします。
 - ・お振込のご指定のない株主様には、2025 年 12 月 4 日付にて配当金領収証をご送付する予定でございます。